

## 5 事業執行等に関する意見について

### (1) 全体意見

#### ア 財政状況について

平成14年度一般会計決算は、歳入5兆8,463億余円、歳出5兆8,115億余円で、形式収支348億余円から翌年度へ繰り越すべき財源(制度繰越)198億余円を差し引いた実質収支は、149億余円の黒字となっている。

しかし実際には、公営企業会計への支払繰延などを行っているため、「平成14年度普通会計決算」では、524億円の赤字が生じ、都財政は平成10年度以降5年連続の赤字決算という厳しい状況が続いている。

また、平成15年7月に発表された「第二次財政再建推進プラン中間のまとめ」の試算によれば、都税収入に大幅な伸びが期待できない中で、平成16年度から18年度まで、毎年度3,500億円程度の財源不足が見込まれる状況にある。

都は、これまで財政再建推進プランに基づき全力をあげて財政再建に取り組み、着実に成果を挙げているが、このように都財政は依然として厳しい状況が続いており、財政再建は未だ途半ばである。

一方、そうした中においても、都民生活の不安を解消するための治安対策、雇用・就業・中小企業対策、都市基盤の整備、福祉・環境対策などの優先課題に、積極的に取り組んでいくことが強く求められている。

そのためには、地方分権による税財政制度の改革を早期に実現する一方、これまで以上に都自らの内部努力を徹底し、すべての施策について聖域のない見直しを行うなど、財政の構造改革を更に進めていかなければならない。

以上のとおり、都は、引き続き厳しい財政状況の中で、都民の期待に応えて山積している重要課題を解決しながら、いち早く自主的な財政再建を成し遂げるよう、更なる努力が望まれる。

#### イ 事業執行について

一般会計決算における都税、諸収入、使用料及手数料などの収入未済額は、表11のとおり、前年度(1,976億余円)に比べ261億余円減少しているものの、平成14年度末で1,714億余円と、いまだ多額なものとなっている。

各局は、都財政の現状を十分に認識し、負担の公平性等の観点から、未納者への適切な措置を講ずるなど、引き続き、収入未済額の縮減に向け、より一層の努力が望まれる。

(表11) 収入未済額状況

(単位:百万円)

	都 税	諸 収 入	使用料及手数料	そ の 他	合 計
平成14年度	156,360	13,878	561	674	171,474
平成13年度	177,608	14,087	5,310	642	197,648
差 引	21,248	208	4,749	31	26,174

平成14年度から、都営住宅等事業会計が新設されており、収入未済額48億余円が同会計に移行している。

## (2) 局別意見

平成14年度出納長所属各会計決算審査に当たり、予算の執行状況等について審査した結果、全体としては良好と認められたが、[第4局別事項]でそれぞれ意見を付したとおりであり、その概要については次のとおりである。

### 《 大学管理本部 》

ア 公開講座の実施に当たって受講者の確保を図るとともに効率的な執行を行うべきもの  
都立の4大学では、都民を対象とした公開講座を実施している。

ところで、科学技術大学の公開講座は、1,220人の定員総数に対して受講者総数が437人であり、このため収入率が予算額の31.6%(748千円)と低くなっている。

一方、支出面では、事業運営を委託で行っているため、例えば定員60名の講座に10名の受講者しかいない場合でも、当初の予定どおり8名の講師で実施する状況となっている事例が認められた。このため執行率が予算額の93.8%(7,204千円)と高くなっている。

科学技術大学においては、公開講座の実施に当たり、講座内容の見直し等による受講者の確保を図るとともに、受講者数に応じて講師数を調整するなど予算の効率的な執行を行われたい。

### 《 生活文化局 》

ア 絵画等美術品の物品管理を適正に行うべきもの

局は、平成14年度、現代美術館を教育庁から所管換えし、3,821点の収蔵美術品を引き継いでいる。

しかし、このうち1,411点については、評価がなされておらず、価格が不明であるため、物品管理規則に基づく物品としての管理が行われていないことが認められた。

現代美術館が収蔵するこうした絵画等美術品は、地方自治法第237条に定める都の財産であり、かつ貴重な文化財であることから、局は、未評価の美術品について、価格評価手続をとるなど、物品としての管理を適正に行われたい。

### 《 福 祉 局 》

ア 一般会計からの事務費繰入額の算定について適切に対応すべきもの

母子福祉資金貸付制度は、母子及び寡婦福祉法(以下「法」という。)に基づき特別会計を設けて行うこととされ、この貸付に関する事務費については、法並びに母子及び寡婦福祉法施行令の定めるところにより、貸付金利子及び違約金等のうち当該年度に収納済となったものの3分の2に相当する額と一般会計からの繰入金をもって充てることとされている。

ところで、平成14年度の事務費の決算状況を見ると、一般会計からの事務費繰入金として予算額全額(1億6,171万余円)を繰り入れたため、事務費の歳入決算額(1億7,296万余円)が歳出決算額(1億2,639万余円)に比べて4,657万余円上回る状況が認められ、一会計年度で見た場合、一般会計からの繰入れとしては過大であり適切なものとはいえない。

局は、母子福祉貸付資金会計における一般会計からの事務費繰入額の算定について適切に対応されたい。

## 《 産業労働局 》

### ア 譲り受けた債権の整理回収に係る事務処理を適切に行うべきもの

局は、世界都市博覧会中止に伴い、影響を受けた中小企業者等に対し、経営の安定を図るため、平成7年度に金融機関を通じ、77億8,520万円の運転資金の貸付を行った。

この貸付金は、期限を過ぎても借受人から返済されず、取扱金融機関が債権の保全及び回収が困難又は不相当と判断した場合、局がその損失金を補償するとともにその債権を譲り受けることとされており、平成14年度末の総額は21億6,592万余円となっている。

ところで、譲り受けた債権の整理回収に係る事務処理状況を見たところ、局は、債権の一部回収等を図っているものの、未収となっているものの件数及び金額等を正確に把握しておらず、歳入調定も行われていないなど、適切を欠く状況が認められた。

局は、早急に金融機関から譲り受けた債権について、未収金の調定を行うなどし、整理回収に係る事務処理を適切に行われたい。

## 《 住 宅 局 》

### ア 契約違約金に係る収入未済額の処理を速やかに行うべきもの

都営住宅等事業会計(歳入)の契約違約金において、25件、合計1億4,779万5,031円が収入未済となっている。

ところで、このうちの4件は、審査日現在、最終督促日等が不明、最後に督促を行ってから、長期にわたり折衝等が行われていないことから、収入未済額の回収及び整理等の処理が進んでいないことが認められた。

局は、本件を含め契約違約金に係る収入未済額の処理を速やかに行われたい。

### イ 延滞利子の確定及び調定を適正に行うべきもの

東京都住宅建設資金貸付条例及び公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例によると、貸付金の返還を怠った者は、返還すべき金額について、延滞日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞利子を支払わなければならないこととされている。

ところで、納入期限を経過したこれらの貸付金の収入について、納入時点での延滞利子の確定及び調定(試算額:民間住宅建設貸付金、189件、10,271千円、公共事業の施行に伴う移転資金貸付金、98件、14,535千円)を行っていないことが認められた。

局は、延滞利子の確定及び調定を適正に行われたい。